

5・7・5に乗せて



仁淀川のブルー輝く秋日和

松岡 寛孝

蜘蛛の糸紅葉一枚宙吊りに

渡邊三代子

水の秋モネの睡蓮はぐれみて

高橋 妙

地下足袋を脱いで座に積む今年米

古谷 久代

ハツビ衆笛が導く秋祭り

藤田 光子

大粒の栗仮壇の母に見す

土居原佳子

千歩余りを来て新涼の渚かな

浜田 千鶴

さっぱりと草刈る土手の裏表

末廣 典子

軽やかにいい日旅立ち草の絮

伊藤 京

山門を入れば白萩枝垂れたる

木原 幸江

秋入りひ沈みし山の闇深し

小西 あや

この月を予等も見上げてゐるならむ

金子 和子

過疎もまた住めば都よ秋日和

高田 弘子

女児の声透き通りたり亥の子唄

氏本佐喜恵

縁台の温もりじわり秋麗

福本 恵子

紙を干す四万十川の崖つ縁

久保田由布

愛媛若葉ひろみ句会

愛治俳句会

鬼王丸のほのぼの日記

作・柳形 浩人
絵・にのみや なつみ



母の様子がおかしい…



そりや
師走だから



12月22日は
これこれ！
鬼嫁コンテスト
本番迫る！

消費生活だより



「電話で連絡すれば解約は可能です」は信用しないで！～ネットショッピングの定期購入～

2年前、定期購入に関する法律が改正され、ネット通販では定期購入である旨や、支払総額・契約期間等の明示が義務化されたことは以前お伝えしました。そのため、最近のネット広告は比較的分かりやすく表示されています。ところが、いまだにダイエットサプリや筋肉増強サプリ、脱毛クリーム等の定期購入に関する相談が全国的に後を絶ちません。

その理由は「初回お届け後、次回発送日の10日前までにご連絡をいただければ、解約が可能です」という文言です。これにより、消費者は「1回だけ買ったら、電話をしてやめればいい」と考えがちです。しかし、実際は初回の商品を受け取ってから、何度も業者に電話

をしても全くつながらないのです。悪質な業者の中には、故意に受話器を上げっぱなしにしたり、電話を切る業者もいるようです。結局、次回発送日の10日前までに電話がつながらず、複数回の定期購入を余儀なくされます。もしも、欲しい商品が定期購入契約になっていたら、「解約できる」と書かれても信用せず、最初から単品で注文できるショッピングモール等で買うようにしましょう。

初めての方限定の特別価格！

~~通常価格
3,980円~~ → **360円**

申し込む

初回お届け後、次回発送日の10日前までにご連絡を頂ければ、解約や休止が可能です